

令和7年田子町農業委員会第5回総会 議事録

1. 開会 令和7年5月12日（月） 午後6時30分

2. 閉会 令和7年5月12日（月） 午後6時53分

3. 場所 田子町役場 第1会議室

4. 提出案件

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第14号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第15号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第5 議案第16号

非農地証明交付申請の承認について

日程第6 その他

5. 出席委員 （9名）

1番 山崎順子 2番 山市礼子 3番 上平満広 4番 畠山嘉昭 5番 佐藤豊美

6番 木崎正夫 7番 西野榮一 9番 細谷一夫 10番 大坊和民

欠席委員 （1名）

8番 澤頭勉

6. 会議録署名委員

1番 山崎順子 9番 細谷一夫

7. 職務のため出席した者

事務局長 白板大幸 主査 袖村征志 主査 工藤由美

事務局長	会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席委員は、8 番澤頭委員の 1 名となっております。 農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。 それでは、農業委員会憲章の唱和をいたします。 唱和のリードは、9 番細谷委員にお願いします。 (全員起立唱和)
事務局長	続きまして、会長よりあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。それでは、以降の進行については、会長からお願いいたします。
会長	ただ今から、令和 7 年田子町農業委員会第 5 回総会を開会いたします。
議長 (日程 1)	日程第 1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 お諮りいたします。会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、議長より指名いたします。 1 番山崎委員、9 番細谷委員にお願いいたします。
議長 (日程 2)	日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。本総会を本日 1 日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日 1 日といたします。
議長 (日程 3)	日程第 3、議案第 14 号「農地法第三条第一項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料 1 ページをご覧ください。 議案第 14 号「農地法第三条第一項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は、
大字田子字西屋敷 1筆
現況地目は畑であり、面積は493㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、2・3ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、贈与となります。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。

西野委員 現地調査報告いたします。
5月2日に、会長、種子推進委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料2・3ページをご覧ください。
申請人の話では、行者ニンニクを栽培するということで問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号1番の申請については、原案のとおり決定します。

議長 日程第4、「議案第15号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。
(日程4) 事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料4ページをご覧ください。
議案第15号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は、
大字関字栗ノ木平 2筆
現況地目は畑であり、合計面積は6,918㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、5・6ページの航空写真、7ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請内容は農場アクセス通路及びトラックヤードとして使用するための転用となります。

こちらの案件については令和7年4月に農業振興整備計画の用途区分の変更がされております。農場アクセス通路及びトラックヤードは農業用施設用地に該当するものとし不許可の例外と判断しております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果については、私から報告いたします。

大坊会長 現地調査報告いたします。

5月2日に、事務局と3人で現地を見てきました。

場所は、資料5・6ページをご覧ください。

譲受人の話では、農場アクセス通路及びトラックヤードとして使用するということで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、番号1番の申請については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。

議長 日程第5、議案第16号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。
(日程5)
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料8ページをご覧ください。
議案第16号「非農地証明交付申請の承認について」であります。

番号1番、土地の所在は、

大字田子字川代 1筆、

現況地目は墓地であり面積は65㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、9・10ページの航空写真及び
11ページの現況写真をご覧ください。

非農地判断については、国の通知によれば二つの判断基準が設けられており、

一つ目が、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

二つ目が、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないことが見込まれることとなっております。

本案件は、以上の条件に照らした場合に、二つの条件には合致しないことから県への事前確認をいたします。県の回答としては、「まず墓地を設置した当時の経緯を調べる必要があるが、基本的には転用行為が計画的にされているものであれば転用申請が必要になる。ただし、事案ごとにその対応は異なり、例えば、転用申請を行ったとしても転用許可を得ることが難しい土地である場合や、現況が明らかに農地ではないと農業委員会が認める場合など、農業委員会で非農地判断をすることも誤りではない」とのことでした。また、県としては、「あくまでも転用申請を求めるか非農地の判断をするかは農業委員会の判断に委ねるところである」とのことでした。

これらの内容を踏まえた上で、まず、本事案は30年ほど前に計画的に集落墓地を設置していることから、本来は転用申請を要するものであると考えます。しかし、13名の共同所有地となっており所有者全員の相続登記が正確に行われておらず、所有者全員の同意を持って転用申請を行うことは難しい、もしくは手続きに時間を要することが想定されます。撤去を求められた場合には、相続登記の問題からも実行されない可能性が高く、撤去は現実的ではないと考えられます。

以上のことから、30年以上墓地として使われており現況についても明らかに農地でないという事実に基づき、非農地として判断されるものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、山市委員から報告願います。

山市委員

現地調査報告いたします。

5月2日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。

場所は、資料9・10ページをご覧ください。

譲受人の話では、30年以上前から集落の墓地として使用していることから非農地としても問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

議長

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、番号1番の申請については、原案のとおり決定します。

議長
(日程6)

日程第6、「その他」に入ります。
事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、諸般の報告をご覧ください。
まずは、諸般の報告について、4月総会以降の活動などの報告をいたします。

4月25日(金) 申請書締め切り・告示
5月 2日(金) 総会案件に係る現地調査を行いました。
5月 8日(木) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、5月総会以降の予定について、お知らせいたします。

5月23日(金) 申請書締め切り・告示
6月 3日(火) 現地調査を予定しています。
6月 6日(金) 企画会議を予定しています。
6月10日(火) 第6回総会を予定しています。

16:30 役場第一会議室

後日、文書によりご連絡いたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。
(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和7年田子町農業委員会第5回総会を
閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者
